

草 津 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和 4 年 8 月 定例会

(8 月 2 3 日 開 催)

草 津 市 教 育 委 員 会

出席委員	教 育 長	藤 田 雅 也
	委 員	稲 垣 明 美
	委 員	松 嶋 徹 也
	委 員	小 辻 寿 規
	委 員	我 孫 子 智 美

事務局出席者	教育部長	増 田 高 志
	教育部理事（学校教育担当）	菊 池 誠
	教育部副部長（総括）	田 中 三 男
	教育部副部長（スポーツ推進・スポーツ大会担当）兼 スポーツ推進課長	宮 田 勝 一
	教育部副部長（図書館担当）兼 図書館長	二 井 治 美
	教育部副部長（学校教育担当）兼 学校教育課長	上 原 忠 士
	職員課長	橋 本 哲 男
	幼児課長	山 際 喜 一 郎
	教育総務課長	吉 田 克 己
	学校給食センター所長	田 中 直 樹
	児童生徒支援課長	柴 原 力
	児童生徒支援課課長補佐	北 村 将
	学校政策推進課長	杉 田 信 一
	教育総務課係長	永 田 厚 子

令和4年8月草津市教育委員会定例会会議 次第

令和4年8月23日 午後2時00分開会

日程第1 会期の決定について

日程第2 7月定例会会議録の承認について

日程第3 教育長報告

日程第4

付議事項 (9件)

議第38号 臨時代理の承認につき議決を求めることについて

議第39号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第40号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第41号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第42号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第43号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第44号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第45号 草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第46号 令和5年度使用教科用図書の採択につき議決を求めることについて

報告事項 (1件)

(1) 児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携に関する協定について

開会 午後２時００分

藤田教育長

それでは、ただいまから草津市教育委員会８月定例会を開催いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

—————日程第１—————

日程第１、会期の決定についてであります。本日１日限りとしたと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので、８月定例会は、本日１日限りといたします。

—————日程第２—————

藤田教育長

次に、日程第２、７月定例会会議録の承認についてありますが、あらかじめ事務局から配付され、熟読されていると思いますが御異議はございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議がないようでございますので、７月の定例会の会議録は承認されたものと認めます。

—————日程第３—————

藤田教育長

次に日程第３、教育長報告に移ります。
それではまず私の方から諸般の御報告をさせていただきたい
と思います。

去る７月２８日ですが、文部科学省主催の市町村教育長教育委員研究協議会がオンラインで行われまして、私も参加いたしました。テーマが４つありましたが、私は「いじめ対策

不登校支援について」と「教育の情報化について」の分科会に参加をいたしました。まず、「いじめ対策不登校支援について」の分科会には、私も含めて6名の教育長、教育委員が参加し、各地区から現状報告があり、いじめについては、早期発見・早期対策が重要で、教師の認知力の向上が共通の課題として認識・確認ができました。一方、不登校でございますが、全国的には児童生徒が減少しているのに、不登校児童生徒が増加傾向にあり、喫緊の課題として様々な取組が行われていました。その中でも、各校での登校支援室の設置と人的配置が重要であるとの意見が多くを占めたところでございます。次に教育の情報化についての分科会ですが、こちらは7名が参加し、それぞれの各地区から現状報告がございました。コロナ禍で緊急事態宣言の際に、オンライン授業の実施などによりましてＩＣＴ活用が一気に進んだことや、子どもたちのプレゼン力がついたこと、また思考ツールや表現ツールとして活用されているという事例の紹介がございました。しかし一方で、教師間・学校間での格差、情報モラル教育の必要性など、共通の課題も浮き彫りになりました。またＩＣＴ機器を使うことが目的ではなく、手段として活用されるべきであるという指摘もあったところでございます。全国的な課題であります「いじめ・不登校」について、共通するのは、特効薬はないということでした。しかし、先進的な市の状況もお聞きし、これからの本市の取組の充実に大変役立つものでございました。また教育の情報化については、本市は先行して取組を進めてきましたが、国のＧＩＧＡスクール構想による１人１台端末の整備とコロナ禍でのＩＣＴ機器の活用により、全国的に一気に進んだ感じを受けました。本市もどうかしておられません。さらなる情報化の取組を進めなければならないと決意を新たにしたところでございます。今回、合計１１の地区の方々と情報交換ができ、大変有意義な場となりました。今後もこのような学びの場に積極的に参加するなど、学ぶ姿勢を忘れることなく、教育長として草津市の教育の充実に取り組んで参ります。

次に８月６日ですが、草津市人権・同和教育研究大会が会場を４会場に分散して開催されました。感染症対策に配慮して、開会行事、基調提案そして講演会をアミカホールで開催

し、その状況を各会場にオンライン配信する方式で行いました。また講演会後の4会場で計22の分科会が開催され、約860人の参加をいただいたところでございます。講演会では、「熱と光をたぐり寄せる私たちの社会をつくるために」と題して、(公財)とよなか国際交流協会の三木幸美さんを講師にお迎えをしました。講演の中で三木さんから、「寝た子を起こすなということは目をつむることであり差別はなくならない。子どもたちが今なお差別が残る社会に出たとき、誰でも差別に居合わせることがある。そのときにどう対処するか。お互いを指摘し合える健全な関係を築くことが大事」とお聞きしまして、改めて教育の重要性を再認識いたしました。差別はする人がいるからなくならないものですが、重要なのは差別に関する知識や現状知っていることに留まっていないかということです。きちんと理解することも大事ですが、自分ごととして受けとめ、そして差別をなくすために身近なところから行動することが最も重要です。教育委員会では、学校における人権教育を進めておりますが、自己を尊重し、互いに尊重し合う、他者を思いやる心豊かな子どもの育成を図り、全ての人権が尊重される社会の実現に努めて参ります。

次に8月17日に、キラリエ草津において、子どもたちが楽しいと思う学校づくりをテーマに第1回草津市子どもサミットを開催し、出席いたしました。サミットには市内6中学校から代表生徒がそれぞれ2名、生徒会の担当教員が各1名のほか、先生方や保護者の方、そして草津市議会議長、副議長も参加をしていただきました。サミットの開催のきっかけとなりましたのは、今年の6月に制定されました「こども基本法」でございます。この法律理念は、この国や社会の形をいつも子どもの目線で、子どもの権利を大切にする「子ども真ん中社会」に変えていくものとされています。本市ではこれまでも生徒主体の学校づくりに取り組んできましたが、こども基本法の制定を受けまして、より一層、生徒の皆さんの権利を大切にした「子どもが真ん中の学校づくり」を目指すための第一歩として開催したものです。またこのサミットの一つといたしましては、子どもたちの主体的な取組を進めるためには、子どもたちだけでなく生徒会担当の先生方の主体

的な関わり方が重要と考え、先生方のグループもつくり、話し合っていました。サミットでは、「我が校の取組」を発表・交流し、その後「楽しい学校づくりに必要なことは何か」を話し合いました。今回初めての試みとしてサミットを開催しましたが、何よりも各校の生徒主体の取組の情報交換ができたことが大きな成果でございます。また先生方の横の繋がりを築くことができたことも成果の一つと考えております。今後、このサミットの開催時期や運営の工夫、また各校の支援方法など、まだまだ検討すべき項目が多くありますが、「子どもが真ん中の学校づくり」に向けた取組を進めて参りたいと思います。また、このサミットの開催報告は、後日取りまとめ、公表する予定でございますので御覧いただければと思います。

最後に、間もなく長期休業期間が明け、新学期が始まります。本日の午前中に校長会がございまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況が収束する形は見えない中、これまで以上に緊張感を持って教育活動を再開していただくこととなり、あわせて、この厳しい暑さがございますので、熱中症対策についてもお願いしたところでございます。そして、長期休業明けは、様々な不安や悩みを抱える児童生徒が増える時期でもございます。そうしたケースに関係職員が連携して、組織的に対応できるようにお願いをしたところでございます。以上で私からの報告を終わらせていただきます。

それでは委員の皆様から、教育全般に関する事項で御意見御感想などお願いいたします。

稲垣委員

長かった夏休みも終わりを迎えようとしています。制限が緩和されたとはいえ、感染者が減らない中、児童生徒さんたちがのびのび過ごせたらいいなと思って過ごしております。家の前を朝早くから自転車で部活に向かう中学生の姿を見ながら、部活動の制限と言われながらも頑張っているのだなと実際に見られて、拍手を送りたいと思いました。

8月3日に学校経営管理研修会に参加させていただき、及川先生の「E S D・S D G s これからの学校教育の方向性」というテーマでお話しいただきました。学習指導要領に係るカリキュラム開発、実践例、これからの学校教育の方向性な

どをお話しいただいた様に思います。基礎的な内容であったこともありますけども、お疲れの先生も見られ、講師の先生からも喝が入っていたという事は、管理職としては本当にいいのかなという印象も少しございました。

8月6日には草津市人権同和教育研究大会に参加させていただきました。3年ぶりの開催という事で会場を分散させるとか、ビデオで中継されるとかいろいろ工夫された中の開催だった様に思います。後半は講演を聞かせていただき、三木幸美さんのお話しでした。この方は日本人の父とフィリピン人の母の間に産まれた方で、8歳まで国籍が無い特殊な事情をお持ちの方の様でした。その方のお話は、30歳とは言え、メリハリのある大変素晴らしいお話をされていると思いました。その中で、特に印象に残ったのは、「自分の正しさだけに頼ってはいけない」、「寄り添うことで楽をしてはいけない」ということです。私たちはついつい寄り添う事が大事だと日々過ごしてきたのではないかとズバッと指摘されているのに驚きました。直ぐ何かあったら言ってねと声を掛けてしまうのですけれども、それでは拾えないとお話しされていました。当事者自身が「私を拓くための環境設定が大切で、一緒に考える人を大事にしたい」とおっしゃっていた事が印象に残る言葉でした。

8月10日には県の教育委員事務の点検評価に草津市が当番ということで参加させていただきました。一般企業の方から大学の先生、PTA、社会教育の方4名がお聞きしたことに対して意見を述べるという場でしたけれども、柱は子ども一人一人の個性を大切に生きる力を育むことが1つ、それから社会全体で支え合い子どもを育むというのが1つ、それから全ての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を推進するという3つの柱についての事務評価が行われていました。全ては御紹介出来ないのですが、2点だけ御紹介させていただきます。1番目の「生きる力を育む」の中の「確かな力を育む」というところで、県の学力テストの結果は最下位の方なのですが、そのことには一切触れられておられませんでしたが、自分の考えを記述することに課題があると分析され、読み解く力の視点を踏まえた授業づくり、子ども一人一人に応じた学びの充実という事をキーワードに

報告されました。少人数学級編成、少人数指導について、滋賀県は進んでおり、35人学級は本当に助かっている部分があります。また、習熟度別学習に合わせて、教員の指導力向上のための講習会をしていますという事をおっしゃっていました。総合教育センターでは年代別に合わせた研修を開かれています。草津市でも教育研究所を中心に研修会を沢山行われています。沢山の学びや先生方もそれに参加し夏休みを充実して過ごされたであろうと推測します。しかし大事にしたいのは、オンラインではなく、自分にとって実のある授業を見ておられるかなと、最初から最後まで1時間をしっかり見て、こういう学び方があるのだな、こういう方法でやればいいんだなということを自分のものとして吸収できるような研修なのかなとか、その見た授業の分析を皆でしているのか等、校内研究で授業研究をやるのですが、私が若いころは自分でお金払ってでも勉強に行きなさいと言われておりましたが、今は、大阪や東京に行ったり、研修会、他府県に授業を見に行くという事を出張として認めていただけます。他府県の授業を見て、この方はこれで有名だという様な所へ、実際の授業を見聞きした覚えがあるので、やっぱり研修会というのは実際の授業をもっと先生が見て吸収できる様な研修があるのではないかというのを県で言いたかったのですが、言えなかったのが今言います。情報活用能力の育成は進んでいますし、タブレットもギガスクールも進んでいます。しかしながら、授業でICTを活用する事に自信のない教員の割合が大きいことは、課題であり、年齢の高い教員ほどその傾向が高いということを言われておりました。草津市は、ICTやオンラインが進んでおり、ツールとしても活用しており、そんなことは無いんだろうと思います。しかし指導する先生方が、それを十分に使いこなしているのかというところに課題があるという様な分析でした。ICTができないから駄目だということは全然思いません。ただそういう結果が出たということでした。そのほかにもたくさんの報告をされておりました。

もう一つは教職員の教育力を高めなければいけないということです。授業の質、教科指導力を高めることが大事だということ、それから管理職に求められる3つの資質能力という

ことで、学校教育の原動力、学校経営の推進力、関係機関の連携力、この3つが大事ですよということも分析されていたように思います。やっぱり管理職がだんだんと若返っていく中で、経験が少なかったり、いろいろな事に立ち向かう力が弱かったりと否めないのですが、それをカバーするものとして、教育委員会があるのだと思います。今日午前中に行われた校長会での横の連携というものもあると思いますので、やっぱり3つの原動力は凄く大事なと聞かせて頂きました。

8月20日には落語会に伺わせていただいて楽しませていただきました。それだけではなくて本陣を見学させていただいていたのですが、たまたま私の孫が2人居るので本陣の見学に連れて行ったのですが、夏休みのクイズラリーをやっておられました。クイズを解くには本陣の看板を読まないといけない仕組みになっており、それがすごくいいなというふうに思いました。そして易しい問題と難しい問題、大人から小学生まで解けるように工夫されていて、大変良い場を提供していただいて、孫たちは他府県から来ておりまして草津市の本陣は知らなかったのですが、いい学習ができたと思っています。以上でございます。

藤田教育長

はい、ありがとうございました。

松嶋委員

私の方からは大きく3点報告したいと思います。

8月3日に学校経営管理研修会に参加いたしました。私たちが参加できたのは前半にあたるE S D教育の部分だったのですが、その内容としては新学習指導要領に至ったそのものの、こういった内容のものがあつたかといったところの経緯や、教育の目的の明確化、また今後の教育の方向性など、E S D教育について、奈良教育大学の及川先生が話してくださっており、こちらに関して私自身、これまで体系立てて勉強したことがありませんでしたので、大変大きい学びになったなというふうに感じております。最後、質問のコーナーでどの先生方も手を挙げておられてなくて、おそらく先程稲垣委員もおっしゃっていた様に、多分皆さん疲れてらっしゃるのかなというふうに感じたのですが、今回こういったせっかくの講習の機会でしたので、今現在、草津ではモデル校とし

て、3校がE S D教育の実践と検証を行っているところだと思えるのですけれども、今回こういった講習での学びというのも、しっかりと学校教育に生かして、そしてそのモデル校での実践の結果と学びを地域全体に広げていくってところが重要になっていくのではないのかなというふうに感じました。

次に、8月17日草津市子どもサミットに参加して話し合いを聞いて参りました。これまでで初めての試みということで、事前にもどのような話し合いになるのか楽しみにしていたのですが、内容としては、まず各中学校の生徒会の方が集まり、それぞれ学校の取組や特色を紹介した後に、楽しいと思う学校づくりについて、いろんな学校の生徒会メンバーとグループディスカッションをするという、大きく2つの項目で流れが進んでいました。最初の自分の学校の部で自己紹介をするところでも、まずワンフレーズで自分の学校の特徴を説明したり、例えば元気な高穂中学校ですとか、何かワンフレーズで説明をして、その学校のイメージを作った後にしっかりと学校のそれぞれの取組を説明するという形で紹介がなされていて、すごい各学校の特色をうまくアピールするように話ができているなと感じました。グループディスカッションの場でも、一番すごいなというふうに感じたのは、どの生徒も聞く力が高いというふうに感じました。僕はよくその相手の意見を聞いている途中でなるほど、じゃあこういうことだねと勝手に意見をまとめて言うてしまうことがあるのですが、話し合いを見ている限り、その相手の意見をしっかりと聞いて、しっかりと理解し、質問をしたり、あるいは、じつとわずきながら聞くことに集中しているような様子を見られたので、そういった部分で、その場に集まった生徒さんに関しては、相手の意見をしっかりと聞いて話し合いができる能力が身につけているのだなというふうに感じられました。いくつかフィードバックするとしたら、話し合いの内容自体は、もう少し深いところまでこう問題提起をしてもよかったのではないのかなというところもありました。例えば、今後、各ディスカッションの場にもう少し話をリードするような方を置いたり、あとはその記録用に議事録をしっかりと取る人を用意するとか、いろいろもう少し改善点はあるのかな

というふうに感じましたので、今回初めての試みということで、今回得られた教訓というのを生かして、今後改善をしていって欲しいなというふうに思います。今回話し合いをした内容を各学校に持ち帰って、その話し合った内容を各学校で展開するっていうところも、活動の内容に含まれていると思いますので、その部分もしっかりと後追いをし、各学校での話し合いの内容を共有したり、今回のサミットでどういう学びがあったのかというところをしっかりと教育委員会側で追っていって欲しいなというふうに感じます。あと教職員同士の話し合いも、今回、生徒会担当の先生方の話し合いもありまして、その様子も聞いたのですが、途中で「こういった他の学校の教員の方と話し合える機会は普段何回あるのですか」と質問させていただいたところ、そういった機会はほとんどないので、こういった話し合いは有益だとおっしゃっていたので、今後、各学校の現場の様子を各教員の方々同士で情報共有をして、各学校の良いところを自分の学校にも生かしていくっていうようなことも非常に重要な点だと思います。ただ、教職員の方が発表にもあった通り、リソースが圧倒的に不足していて、なかなか生徒の意見を聞いたり、そういった意見を聞けても、実行に移せるような時間が取れないというような指摘もありましたので、教職員の負担もしっかりと折り合いつけながらも、草津市内の学校の中でそれぞれのいいところを生かしていけるような取組をもっともっと模索していって欲しいなというふうに、参加して感じました。

最後1点ですけれども、夏休みも終わりに近づいてきて、子どもと一緒に宿題をやるのですが、今回、自分たちの家では計画的に進めてもうすぐ終わるところですが、今回終わるかなというところに差ししかかったところで、気づいたことがあります。学校から支給されているタブレットは、夏休みに入ってから、1人1台持って帰っている形なのですが、夏に入ってから最初は朝顔の花を写真撮影してその成長の記録をまとめるといった形で、タブレットを使わせていただいて、その時は全然問題なかったのですが、今回ちょっと気づいた内容といたしまして、自分の子どもと全く別人のアカウント情報が端末の中に残っていて、要はおそらく、子どもは1年生なので6年生が使っていたタブレットを使用しており、

その6年生の時の所有者の方のアカウント情報が、見てみる限りは完全に残ってしまっている状態でした。ぱっと見た写真のデータ等の簡単に見ることのできる箇所は全部のデータを削除して引き継ぎができていたと思いますが、設定の中にパスワードを保存する機能がありまして、その中の機能のところに、明らかにちょっと自分の子どもと違う情報が保存されたままになっていました。これは、下手すると個人情報が出流するようなきっかけにもなりうることで、6年生から1年生に渡すときに、初期化等を含めどのような引き継ぎをしているのか、僕もまだ学校に直接聞いていないのですが、他にも同じような事象が起こっているのではないかとこのところの懸念もありますので、こういった部分はしっかり調査をして、今後、引継ぎする際もそうですし、タブレットの情報管理も非常に有益なツールである管理の面で、やはりまだ問題があるとタブレットの中身を見て感じましたので、そのあたり学校の方とも確認をし合って、適切な運用管理について話し合っていいただければと感じました。私からは以上です。

藤田教育長

タブレットの情報をどういうふうに引継ぎしているのか確認させていただいて、また報告させていただきたいと思います。

小辻委員

私も学校経営管理研修会に参加させていただきました。ESDとかどういうふうにしていったら良いのか非常に勉強になったと思います。この間、いろいろなESDの成功事例が積み上がり、そして教育委員会の中で報告いただいたりとかして、非常に皆さんいろいろされているということはよくわかったのですが、逆に言えば、失敗もたくさん積み重なっているだろうと思います。何か失敗について、皆さんも先生方にしても、やっぱり評定等、そういうところもありますので、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、小さな失敗や大きな失敗も含めて共有していくことが今後の蓄積となっていくといいなと思いながら聞いておりました。それで、堂々とうまくいきませんでしたっていうのもみんなで共有できるように、草津市の学校経営のESDの環境づくり

も、今後、できればそういった形にしていきたいと思います。

それと別の話になりますが、以前から、ヤングケアラーについて、よく話をさせておりましたが、最近、靈感商法という話が多く出てきています。それを靈感商法として見るのか、それとも本当に宗教に対しての本質的に必要な献金として見るのか、人によって違うところはあると思いますが、家族の中に問題を抱えた場合に、そういったところにすぎるということは、やはり当然発生します。そういうものが、皆さんには見えてない、先生方に見えない、もしくは見ても見ぬふりをせざる負えない場面もあると思いますし、今後そういうものに関して、いかにケアしていくのかということが求められてくるだろうなというところが今、この現状に見ていると感ずるところもありますので、検討を始めていただいているのかなとは思いますが、そして、宗教の話でかなり文化の方にも今飛び火をしてきているのかなというところもあります。昨日の京都新聞の方に、時代祭りへの自治会費の支出差止といった提訴があったというニュースが出ておりました。学校教育の中でも様々な地域のお祭りに関わらせていただいていることもあると思いますが、これを文化と見るのか、宗教と見るのかということも含めて、今後、いろいろな方から今までは黙っていたけれども、この雰囲気は社会の風潮が変わる中で言いやすくなっているという話も出てきていますので、そういう話も出てくるだろうと思います。ですので、教育の中で、文化と宗教の問題をどういうふうに分けをするのか、またはしないのか、ある程度、見ていく必要があるのかなと思います。そうじゃないとなかなか地域の祭りとかに、子どもたちが学校の関係に参加するという中で、今まで以上にシビアな問題が出てくるのかなとこの間の動きの中で感じておりますので、まだ急いでというところはないかもしれませんが、先生方も含めて検討していただけたらなというふうに思っています。もちろん宗教的なものを含めてと思いますが、文化を児童生徒に伝えていくというのは非常に重要なことですが、それだけではなかなか許されない状況がもしかすると出てくる可能性がありますので、そのあたり今後1、2年の課題とは思いますが、検討いただけるとありがた

いなというふうに思っています。以上です。

藤田教育長

はい、ありがとうございました。

我孫子委員

私も8月3日に学校経営管理研修会に参加させていただきました。E S Dの達成が必須でS D G sの達成に繋がるっていうお話を及川先生からお伺いすることができました。社会に生かせる人材をどう育てていくのかということが大切ということで、やっぱり経験をたくさんして感じて考えてその考えをみんなで共有する形を増やすことが、より必要になっていくのだと研修を通して思いました。一方で、やっぱり知識の方も大切だということで学力テストもまだまだ残っておりますし、今、いろいろな受験方法もありますけどやっぱりメインは学力テストで決まるところもあると思いますので、学校の限られた時間と地域での学びをどういう連携をしていくとか、どう地域と分担していくのを考えていかないといけないと思いました。

あと、日時が前後いたしますが、7月31日に草津市幼児の運動遊びプログラム草津モデルのシンポジウムに参加してきました。100名ほどの先生方が参加されていまして、子どもたちに、より良い学びの環境を提供してあげたいという先生が沢山いらっしゃるのだなということを感じた次第です。モデル園の発表がありました。大学の先生方や外部の指導の方が、そのモデル園に入られて長期間で対応されており、とても内容はよかったのですが、講師が先生方と一緒にされていたイメージがあったので、今後先生方で、やられていくと思いますのでどのように広めていくのかっていうのが、大変なところなのかなと思いながら見ていました。草津モデルについては沢山資料があったのですが、1つ1つの動作は、写真付きで良いと思ったのですが、ただその動作のどれを初めにやったら上達するのか、あと指導上の声掛けの仕方や注意点とかがさらにあると、わかりやすいのかなと思ったところもあります。E S Dの件もそうなのですが、先生方の助けになるところ等、もう一歩進めて共有してもらえるようにできたらもっと面白くなるのかなと思ったところです。後は、地域や保護者の方をどれだけ巻き込めるかっていうのも

かなり重要なのかなということを感じたので、情報発信の方法とかすごく重要になるのかなと思いました。

最後に、8月6日に県民体育大会があったのですが、残念ながら私自身がコロナに罹ってしまいまして出場することができませんでした。これから夏休みも明けて子どもたちも学校が始まるので、2学期は行事もたくさん増えていきますので、先生方は大変かと思うのですが、対策をとっていただいて、子どもたちが楽しく学校生活を送れるようにしていただければなと思っています。以上です。

藤田教育長

ありがとうございました。

それでは教育長報告につきましては以上で終わらせていただきます。

—————日程第4—————

次、日程第4付議事項に移ります。

議第38号、「臨時代理の承認につき議決を求めることについて」でございますが、この議案は人事案件でありますので、会議を公開しないこととすべきであると思っております。また地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項では、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について教育長または委員の発議により出席者3分2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとなっておりますので、この規定に基づきお諮りをしたいと思います。

議第38号を公開しないこととすることについて御異議はございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議なしと認めます。

よって議第38号につきましては、公開しないことといたします。この議案につきましては、報告事項の終了後に審議を行うことといたします。

次に、議第39号、「地方教育行政の組織及び運営に関する

職員課長

法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を審議いたします。事務局の説明を求めます。

職員課の橋本でございます。議第39号の草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明を申し上げます。議案書の9ページからの改正文と12ページからの新旧対照表を御覧ください。今回の改正につきましては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、育児介護休業法等の改正によりまして、民間企業や国において令和4年10月1日から育児休業の取得回数制限が緩和され、市におきましても同様に、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されましたことから、これに伴います休業制度を整備しようとするものでございます。まず、第2条と第3条の2では、法改正に伴いまして、非常勤職員の育児休業の取得要件に関する規定を整理するものでございます。次に、第2条の3では、非常勤職員の子が、1歳から1歳6ヶ月までの育児休業取得について、夫婦交代の育児取得を可能とするなどして柔軟化を図るものでございます。第2条の4では、非常勤職員の子が1歳6ヶ月から2歳までの育児休業する場合の取得要件を、子が1歳6ヶ月到達日まで取得する要件と同様の改正を行うものでございます。また、第3条及び第11条では、複数回の育児休業取得できる事由の改正を行うものでございます。付則におきましては、改正条例案の施行日を4年10月1日とし、施行日以前に育児休業等計画書を提出された場合の経過措置を規定するものでございます。以上、簡単でございますが、議第39号の草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

藤田教育長

ではただいま説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いをいたします。

特に意見がないようでございますので、議第39号は意見なしとして市長に回答することといたします。

では次に議第40号「地方教育行政の組織及び運営に関す

る法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を審議いたします。事務局の説明を求めます。

職員課長

続きまして、職員課の橋本が、議第40号の草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明を申し上げます。議案書の19ページ改正文と20ページの新旧対照表を御覧ください。今回の改正につきましては、非常勤職員のうち、常勤職員とみなして退職手当を支給する職員の要件につきまして、国の運用方針が改正されたことから、市においても同様の措置を講じようとするものでございます。まず、第2条第2項につきましては、退職手当支給の要件として、勤務日数が18日以上ある月が12ヶ月を超えることについて、月によりましては、勤務日数と要勤務日数に差がない状況もでございますことから、要勤務日数が20日未満の月の場合は、20日とその日数との差を18日から減じた日数以上の勤務を要件とするものでございます。また、第10条第2項では、退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算におきましても、先ほどの要勤務日数の考え方を適用するものでございます。付則におきましては、改正条例案の施行日を令和4年10月1日とし、同日以降の勤続期間の計算に適用するものでございます。以上簡単でございますが、議第40号の草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

では、意見がないようでございますので、議第40号は意見なしとして、市長に回答することといたします。

次に議第41号、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を審議させていただきます。事務局の説明を求めます。

学校教育課長

議第41号、草津市通学区域審議会設置条例の一部を改正

	する条例案について、学校教育課の上原が御説明申し上げます。議案書は23ページから26ページでございます。草津市通学区域審議会の委員を構成します、草津市PTA連絡協議会の代表につきまして、草津市PTA連絡協議会が令和4年6月30日をもって解散されたことに伴いまして、「草津市PTA連絡協議会の代表」から「関係する学校のPTA等の代表」に委員構成を変更する改正を行うものでございます。以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
藤田教育長	ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。
小辻委員	解散するまでは、草津市PTA連絡協議会が入られていて、今は審議会の委員さんはどうなっているのでしょうか
学校教育課長	市PTA連絡協議会は解散したことから、必要な時に委嘱させていただいております。
藤田教育長	他に御意見等、ございませんでしょうか。 では、意見がないようでございますので、議第41号は意見なしとして、市長に回答することといたします。 次に、議第42号、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議させていただきます。事務局の説明を求めます。
教育部副部長（総括）	教育委員会田中から議第42号、令和3年度草津市歳入歳出決算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて、御説明申し上げます。議案書は27ページからでございます。これは来る、9月2日に開会予定の9月市議会定例会におきまして、令和3年度の会計決算が認定されるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から当委員会に意見を求められておりますことから、その概要について説明申し上げます。議案書31ページを御覧いただきたいと思います。一般会計及び5

つの特別会計の決算概要でございまして、一般会計では収入
済額が、Cの列、597億9711万1000円、支出済額
は右の方のFの列でございしますが、586億6379万50
00円でございます。その右Gの列が翌年度への繰越額23
億6452万8000円、一番右の歳入歳出差引残額が11
億3331万6000円となったところでございます。ま
た、特別会計の行の上から3番目でございますが、当委員会
所管の学校給食センター特別会計につきまして、Cの列の収
入済額が7億2466万2000円、収入未済額すなわち給
食費の滞納額でございますが、119万7000円ござい
ます。F列の支出済額が7億2466万2000円、先ほど
の収入済額と同額でございますので、歳入歳出差引残額が0
円となっております。次に32ページ、33ページを御覧い
ただきたいと思います。一般会計の決算概要でございまし
て、歳入歳出それぞれ款別の内訳を記載しております。33
ページの歳出の中、教育費を御覧いただきたいと思います。
予算を予算額78億1915万1000円に対し決算額68
億6301万5000円でございます。この不用額のうち、小中学
校の改修工事に関する予算について、国の補正予算の追加内
示があったことを受け、一部事業を翌年度へ繰り越すなど、
いたしました事業の繰越額が、その上の括弧書きをいたして
おり、6億3680万4000円でございます。34ページ
以降につきましては、詳細な説明は割愛させていただきます
が、それぞれ事業ごとに予算額、決算額、主な成果をまとめ
たものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、説明とさせていただきます
す。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

藤田教育長

では、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がご
ざいましたらお願いをいたします。

特にございませんでしょうか。では意見等ございませんの
で、議第42号につきましては、意見なしとして市長に回答
することいたします。

次に、議第43号、「地方教育行政の組織及び運営に関する
法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案に

教育総務課長

ついて意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議させていただきます。事務局の説明を求めます。

議第43号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めること」について、教育総務課の吉田より御説明申し上げます。議案書は75ページから79ページでございます。こちらの議案につきましては、9月2日に開会予定の9月定例市議会に対し、教育委員会に関連する令和4年度一般会計補正予算を提案するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より意見を求められているものでございます。それでは、78ページをお願いします。補正予算案の歳出予算でございます。このたび、志津小学校におきましては、かねてより学区内の宅地開発が進んでおり、児童数が継続的に増加している状況におきまして、来年度配置すべき特別支援教室数が想定を超える見込みであることから、今後、教室数が不足いたします。つきましては、教職員の増加に対応するため、職員室の限られたスペースを有効に利用するため什器、つまり机の更新を行うほか、既存の教室改修、仮設校舎の増築、バリアフリー化を進めてまいります。職員室の什器の更新は、小学校管理運営費に記載する額を、その他の対応につきましては、小学校施設維持管理費に記載する額のうち、2,229万6千円を今回の補正予算において計上するものでございます。また、この夏の空調機器使用開始以降、小中学校の一部教室の空調機器において故障が発生しました。児童生徒の熱中症が懸念されることから最優先に修繕対応を進めることとし、部品調達に苦慮しながらも、概ねの箇所においては夏休み期間中に修繕が完了しております。予算については、いったんは既に持っている修繕費等で対応いたしましたが、下半期に見込んでいた修繕等の予算が不足することから、小学校施設維持管理費においては、記載する額のうち600万円を、中学校施設維持管理費においては記載する額を今回の補正予算において計上するものでございます。次に、79ページの債務負担行為補正を御覧ください。まず債務負担行為とは、地方自治法における単年度予算執行の原則がある中で、事業を複数年度に渡って継続しなければなら

ない場合、あらかじめ、次年度の債務を予定しておくことを言います。志津小学校仮設校舎につきましては、今年度の実施設計後、すみやかに設置を行う必要があることから、令和4年度から令和10年度までの校舎リース料を記載の限度額において措置するものでございます。教育総務課の補正予算案は以上でございます。

学校教育課長

続きまして学校教育課の上原から、学校保健推進費学校環境衛生管理費749万1,000円について御説明させていただきます。この事業は、令和2年度から新型コロナウイルス感染症対策及び教員の負担軽減のため、市内小中学校へ1校につき1名学校衛生管理サポーターを配置し、小・中学校の消毒や製造、清掃等を担当していただいております。まだ感染拡大が収束する見込みがございませんので、2学期以降の新型コロナウイルス感染症対策として、学校衛生管理サポーターを配置するための経費でございます。以上です。

学校政策推進課長

続きまして、学校政策推進課の杉田から御説明申し上げます。議案書の78ページの一般会計(歳出)を御覧ください。一般会計(歳出)の表の5つ目になります。教育情報化推進費学校ICT推進の予算につきまして、学習者用コンピューターのセキュリティ強化事業のための経費として、クラウド型フィルタリングソフト導入費用、1,901万1,000円の補正予算でございます。その財源といたしましては、77ページ、一般会計(歳入)の表の上から3番目に記載しております。国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。補正予算の内訳といたしましては、クラウド型フィルタリングソフトの初期導入として814万円、ライセンス料として1,087万1,000円、合わせて1,901万1,000円を予定しております。現在、学校内においては、データセンター内に設置されているプロキシサーバ内のコンテンツフィルターでセキュリティ対策を実施しておりますが、今回、学校外でも適用されるフィルタリング機能を備えるため、クラウド型フィルタリングソフトを導入し、学校外でも安心安全に、活用できる環境を保障するものと考えております。以上です。

幼児課長

最後に幼児課の担当する所管分につきまして、山際の方から御説明申し上げます。最下段の幼稚園費、幼稚園運営費幼稚園・認定こども園管理運営費についてでございます。保育現場におきましては近年の多様化する保育ニーズへの対応や先行き不透明な新型コロナウイルス感染症対策への対応などによりまして、業務が逼迫しております。そういった中で、公立の保育所・認定こども園におきまして、保育業務支援システムを導入し、あわせて、各園でオンライン会議ができる環境整備を行うことによりまして、業務の効率化や保護者負担の軽減、利便性の向上を図るものでございます。今回の補正予算につきましては、このうち、幼稚園型認定こども園8園分の必要な経費として、歳入歳出額21,501千円を9月の補正予算で計上するものでございます。財源につきましては、その全額につきまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。続きまして79ページでございます。市内の公立幼稚園型認定こども園で実施しております外部搬入給食につきまして、現在の事業者との契約期間が今年度をもって終了いたしますことから、令和5年4月からの外部搬入給食を実施するに当たりまして、業者選定を含めた契約の準備行為を令和4年度内に行う必要がございますことから、今回の補正予算におきまして、次年度以降、令和9年度までの所要額につきまして、債務負担行為限度額の設定をお願いするものでございます。以上、誠に簡単でございますが、説明とさせていただきます。

藤田教育長

ただいま説明がありました件につきまして、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

では意見等ございませんので、議第43号は意見なしとして市長に回答することといたします。

では次に、議第44号、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」審議させていただきます。事務局の説明を求めます。

学校給食センター所長

学校給食センターの田中でございます。議第44号の学校給食センター特別会計の補正予算について御説明申し上げます。議案書は81ページから83ページでございます。現在、小学校給食の調理洗浄等の業務を平成30年度から令和4年度の5年契約により委託しており、今年度末で契約期間が満了となります。令和5年度以降の業務委託につきましては、令和5年度から令和9年度までの長期契約を締結する予定をしており、また、業者選定や契約の手続きについては、今年度中に進めていく予定でございます。そのため、年度を超えた予算を今年度において確保しておく必要がありますことから、記載の通り、令和4年度から令和9年度までの間、限度額7億6,750万円の債務負担行為の補正予算により、将来にわたっての予算を担保しようとするものでございます。以上、誠に簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問ございましたらお願いします。

では意見等ございませんので、議第44号は意見なしとして市長に回答することといたします。

では次に議第45号、「草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」審議させていただきます。事務局の説明を求めます。

スポーツ推進課長

それでは、議第45号、「草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」をスポーツ推進課の宮田が説明申し上げます。議案書は85ページから88ページでございます。そのうち、まず87ページをお願いいたします。草津市スポーツ推進審議会につきましては、草津市スポーツ推進審議会に関する条例第2条の記載の通り、スポーツ推進に関する重要事項について調査審議するなどの任務を有しておりまして、この8月31日までを任期として10人の委員を委嘱しております。この度任期満了に伴いまして令和4年9月1日からの2年間を新たな任期としまして、86

ページに記載の10人の方の委員を委嘱することにつきましてお諮りするものでございます。なお、現在の委員から今回で変更となりますのは、公募市民の2人となります。先の5月の定例教育委員会でお諮りしました際には、所属団体内の異動等で前任者の残任期間を引き継ぐ形で4人の方が交代されておりますので、今回とあわせて前年度からの比較では6人の方が変更ということになります。以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ではただいまの説明につきまして、何か御意見御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
では御異議ございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育

異議がないようでございますので、議第45号は原案通り可決されたものにいたします。

次に、議第46号、「令和5年度使用教科用図書の採択につき議決を求めることについて」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

学校教育課長

議第46号「令和5年度使用教科用図書の採択につき議決を求めることについて」説明申し上げます。公立の各小中学校で使用する教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、採択地区協議会が設置されており、この協議会で行われた教科用図書選定の結果に基づき、各市町教育委員会で年度ごとに採択することになっております。資料の1ページから2ページをお開きください。本市が所属する教科用図書第二採択地区協議会の規定を載せております。この教科用図書第二採択地区協議会は、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市の6市で構成されており、それぞれの教育長、教育委員代表、保護者代表を委員とする協議会です。この協議会において、第二採択地区内の各市立小中学校で使用する教科用図書が選定されます。3ページが、本年度の協議会委員の皆様で

す。次に、本日、議決を求めること、並びに第二採択地区での教科用図書選定までの経過について説明いたします。4ページが今年度の経過となっております。令和5年度に使用する小中学校、通常学級の市教科用図書は4年に1度、教科書の採択を行うため、今年度の選定はありません。また、小中学校弱視学級が使用する教科書は、通常の学級が使用する検定教科書の拡大教科書となりますので、通常学級と同様に今年度の教科書の選定はありません。本年度は小中学校特別支援学級一般図書の採択替えを行います。現在までに協議会2回、代表協議会1回、幹事会を臨時も含めまして4回開催しました。併せて、5月24日から6月末にかけ、各市より選出した委員による調査委員会を開催し、厳正かつ精密な調査を行いました。7月28日の協議会では、委員長より調査報告を受け選定し、第二採択地区としての議決を行いました小学校は議案書その2の5ページから6ページが通常学級で使用するものの一覧と選定理由です。7ページから10ページは、特別支援学級で使用する一覧です。特別支援学級で使用するものについては、学校教育法付則第9条の規定により、文部科学省著作本と検定本以外にも絵本などの一般図書からも選定することができます。知的障害学級用については、「社会科においてまちのしくみ」、「バックヤード絵ずかん」。理科において、「どんどんめくつてはっけんからだのふしぎ」、「小学館の図鑑NEO（新版）科学の実験DVDつき」。道徳科において、「3歳さいのやさしい心をはぐくむ10のお話」。の4冊が新たに選定されました。続いて、中学校は11ページから12ページが通常学級で使用するものの一覧と選定理由です。中学校特別支援学級の一覧は、13ページから15ページです。社会科において、「考える力がつく子ども地図帳（世界）」、理科において、「小学パーフェクトコース？に答える！小学校理科改訂版」、「母と子の手づくり教室」、「母と子の園芸教室野菜をつくろう」、「小学館の図鑑NEO（新版）科学の実験DVDつき」、保健体育課において、「運動が得意になる43の基礎レッスンイラスト版体育のコツ」、道徳科において、「キミたちはどう学ぶか？こどものための道徳学び方編」、の6冊が新たに選定されました。なお、弱視学級については、小中学校とも通常学級で採択された教科用図書の拡大

版と文部科学省著作本であります。点字版の教科用図書を選定しています。では、今年度第二採択地区協議会において、新たに選定された図書について調査委員長より報告されました調査結果を用いて説明いたします。小学校特別支援学級、中学校特別支援学級の順に説明いたします。

初めに、資料 5 ページの令和 4 年度教科用図書第二採択地区調査委員会報告書の令和 5 年度使用小学校種目特別支援学級を御覧いただきまして説明をさせていただきます。6 ページの 1-(1)-ウを御覧ください。知的障害学級のための図書のうち、昨年度採択されていた図書のうち 4 冊が供給不能になりましたので、一般図書から補充する図書の選定を中心に作業を行いました。なお、4 冊の内訳は、社会科 1 冊、理科 2 冊、道徳科 1 冊です。学習指導要領解説では、障害者の権利に関する条約に挙げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、児童の自立と社会参加を一層推進していくためには、特別支援教育において、児童の十分な学びを確保し、一人一人の児童の障害や発達に応じた指導や支援を一層充実させていく必要があると述べられています。従って、知的障害特別支援学級においては、生活単元学習や自立活動において、具体的な体験を踏まえた学習を行う機会が多いという考えのもとで、3 教科 4 冊の選定作業を行うこととしました。

次に 14 ページから様式 3-1 をご覧ください。色のついた著書が今年度選定されたものです。選定のために行われた調査委員会では、滋賀県教育委員会の選定に必要な資料に掲載されている一般図書の一覧表を参考にして、各委員が学校や公立図書館、書店、インターネットなどで候補となる図書を収集しました。その後、候補となるべき図書を絞り込みました。出版社に供給の可否を問い合わせたり、実物を手に取ったりした結果、候補となった図書は、社会科 5 冊、理科 4 冊、道徳 2 冊でした。担当委員の意見を聞き、委員全員が図書の実物に目を通した上で合意できましたので、推薦することといたしました。選定しました本について説明させていただきます。22 ページからの一般図書選定のための参考事項をご覧ください。社会科 (1) 「まちのしくみバックヤード絵ずかん」は東京書籍で、①児童の身近にある施設や店舗

(駅・ビル・回転寿司店・スーパーマーケット・動物園)の仕組みや工夫を知ることができる本である。通常は児童が入ることができないバックヤードを題材にしているので、児童の興味や関心を一層高める内容になっている。②身近な生活に近いものを題材にするとともに、基本的な情報に限定して記載されている。また、それぞれの施設の職員の役割や仕事内容を細かく知ることができるので、これらをきっかけにして、3、4年生の社会科学習に広げていくことができる。③自分自身の生活体験と照らし合わせることで、自立に向けた学習につながる。また、校外での体験的活動に先立つ学習に活用することができる。④それぞれの施設の最初のページには、もっと知りたくなるような投げかけやクイズが書かれているので、興味を持って読み進めることができる。また、それぞれのめあてを設定するのにも役立つ。⑤カラーの写真やイラストが多く、イメージを抱きやすい。また、探している情報を見つけやすい構成になっている。

理科は、(1)「どんどんめくってはっけん!からだのふしぎ」学研プラス、①自分で見ることでできない体の中の働きがわかりやすいイラストと平易かつ少ない分量の文章で表されており、児童が自分の体の実感をもとにして考えることができる。②食べる、生きる、感じる、脳、骨と筋肉、成長と治す力という6つのテーマで構成され、クイズや問いかけを受けて考える仕組みになっている。③上記の6つのテーマは、日常生活で実感できることがらで具体化されており、吹き出しやページをめくる度に理解や納得が深まるように作られている。④すべて平仮名で表記され、平易な言葉で表現されている。繰り返しめくる部分の破損は避けられないが、ページは厚く、全体は堅牢なつくりになっている。⑤明るい色調でわかりやすいイラストが描かれている。また、めくる度に答えがわかり、興味をそそられる工夫が100箇所以上設けられている。(2)「小学館の図鑑NEO(新版)科学の実験DVDつき(あそび・工作・手芸)」小学館で、①身近な事象を取り上げたおもしろい実験遊びを教員が選び出し、約200種類が掲載されている。児童の興味・関心や学級の実態に応じて選択し、実験による実感を伴った納得や理解を深めることができる。②6つのジャンルで構成されており、光と

音、温度と熱（おいしい料理実験を含む）、力・電気・磁石、水溶液・酸とアルカリ、おもしろ実験、びっくり手品実験の中から選択し、目的や方法を理解した上で実際の変化を目のあたりにできるようになっている。③自然現象や日常生活上の経験から身近な実例が取り上げられているとともに、身の回りの素材で準備が整うように計画されている。事例が多いので、児童が身近に感じる実験を選択することができる。④漢字にはすべてルビがついており、平易な言葉で、わかりやすい説明がなされている。また、科学の原理や安全確保の心構えを学ぶことも大事に扱われており、大人へのアドバイスも記載されていて、指導の役に立つと思われる。⑤大判の写真や一瞬をとらえた写真が豊富に掲載されていて、わかりやすく親しみやすいイラストとともに、興味・関心を高める効果が高い。附属のDVDを授業に活用することもできる。造りは堅牢である。

道徳科は、(1)「13歳のやさしい心をはぐくむ110のお話」で世界文化社、①相手のことを思って自分のできることを実行する主人公の姿から、その優しさが伝わってくる内容になっている。わかりやすいストーリーを味わいながら、自分の経験と照らし合わせながら考えを深めることができる。②ひとつのお話が5つの場面で構成されており、計10話が掲載されている。それぞれのお話は児童の理解力や集中力に応じた内容と文章量であり、児童の意欲を高めることができる。③どの画面もかわいいらしく上質な絵で描かれており、児童の想像が広がりやすい。また、親しみやすい登場人物にも好感が持てる。④文章は平仮名の大きな文字で書かれていて、カタカナにもルビがふってあり、児童にも読みやすい表記である。また、児童にわかりやすい平易な言葉で書かれている。⑤見開きの大きな画面で、絵本のような仕立てである。タイトルの下に書いてある大人向けの解説は、発問や展開を考える手だてになる。以上、令和5年度使用小学校特別支援学級の調査結果について説明を申し上げます。御審議をよろしくお願いいたします。

はい、ではただいま調査結果につきまして、小学校特別支援学級についての調査結果がございますけれども、これに関

しての御質問、御意見をお願いいたします。

藤田教育長

それではまず、私のほうからよろしいですかね。

今回は供給が不能になった図書の選定外とこういうふうな理解をさせてもらっているのですが、候補となる本が何冊かあってその中で、それぞれ調査結果の報告をいただいたということで、社会であれば5冊、理科であれば4冊、道徳であれば2冊。そういったものを選定された結果これができたということですけれども、そこをどういう視点を持たれて調査をされて、この本が選ばれたのかというのがもし分かれば教えていただきたいです。

学校教育課長

社会科5冊のうち今回1冊、理科が4冊のうち2冊、道徳が2冊の1冊選ばれているわけですが、社会科ですと5冊のうち4冊については、調査結果の報告がございませんでした。採択されたものの観点としては、先ほど①から⑤ということで、①については、発達段階に即しているかどうか、②については、構成や系統的・発展的に構成されているかどうか、③については、包括的に進められるよう配慮されているか。④については表現表記が適切であるか。⑤については、資料・図表・写真が創意工夫にされているかという、この5つの観点でそれぞれの教科書の調査委員がされました結果を受けたものであります。

藤田教育長

そういった観点で、複数の図書から選ばれたということでよろしいですね。確かに内容的に、日常と関わりのあるようなものとか、普段見られない中が見ることができるとか、少し興味をそそるような内容になっているのではないのかなというふうに感じさせていただきました。私の方から以上でございます。

松嶋委員

そこにその本が並んでいるわけなのですが、ぱっと見た感じかなりその検定本よりも分厚い重そうに見える本とかもあるのですが、実際、一般図書から選んだ場合どうなのか。持ち帰ったりするのが辛そうに思ったのですが、現場ではこういった教科書類はもう学校に置いたままでというよう

な形で運用がなされる感じですか。

学校教育課長

本の持ち帰りについて、検定本もそうなのですが、今のところ学校での置いておくということも認められておりますし、こういう本についても、現状としては学校に置いているケースが多いと聞いております。

松嶋委員

子どもによっては持ち帰りたいたいという要望もあると思うんですが、そういったところはその時その時で柔軟に対応されている感じですかね。

学校教育課長

どうしてもこの本を持って帰って家でも読みたいお子さんについては、個々に応じて対応しているところです。

藤田教育長

はい、ほかに御質問御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは令和5年度使用小学校特別支援学級についての質疑は以上とさせていただきます。では次の種目に移ります。事務局よろしくお願いします。

学校教育課長

続きまして、24ページの令和4年度教科用図書第二択地区調査委員会報告書の令和5年度使用中学校種目、特別支援学級をご覧いただきまして説明をさせていただきます。

25ページ(1)のウを御覧ください。調査委員会では、中学校特別支援学級の教科用図書の採択について、知的障害学級の一般図書において、多様な障害の程度に合わせて選択の幅が広がるように追加することとし検討されました。調査委員会では、初めに令和4年度中学校特別支援学級一般図書の確認を行い、令和5年度供給不能になる図書の内容確認を行いました。供給不能になる図書は6冊で、内訳は社会科3冊、保健体育1冊、道徳科1冊です。供給不能になる図書の補充をするために、調査員が勤務している学校での教育課程や生徒の実態も考慮しつつ、令和4年度一般図書契約予定一覧より令和5年度一般図書補充本選定作業を行いました。

次に、31ページからの様式3-1を御覧ください。色のついた著書が今年度選定されたものです。選定しました本に

についての説明をさせていただきます。40ページの一般図書選定のための参考事項を御覧ください。社会科「考える力がつく子ども地図帳（世界）」草思社で、①身近な生活にあるものを題材にするなど親しみやすく長さ・高さ・面積の比較など、世界の地形をいろいろな角度から捉えることができ、生徒の興味関心を持って学習できる内容となっています。②多くのテーマについて、豊富な写真や絵でまとめられており、情報量も多く、世界地理について多面的に学習できるようになっています。巻末には世界各地カルタがあり、国ごとの特色や首都国旗も覚えることができ、発展的に学習できるようになっています。③目当てを持たせるための言葉や説明が平易ですべての漢字にルビが振られています。また、問いかけ投げかけに沿って、自分でページをめくって調べられるため、生徒の生活経験や行動範囲を広げていくために必要な情報を得ることができるものとなっています。④カラーの図版写真やイラスト等が多く、読みやすい文字の大きさで、またハードカバーの丈夫な造りであり、見開きで構成されており、探している情報が見つけやすいです。六大陸の特色がわかりやすい地図などで表現され、様々な国の名産・名所を楽しいイラストで示されています。そのため、様々な地域について興味・関心が持ちやすく、生徒の生活経験や行動範囲を広げていくために必要な情報を得ることができるものとなっています。

理科の「小学パーフェクトコース？に答える！小学理科改訂版」は学研で、この図書は小学校の教科書の内容を核としながら、生徒自らが知りたい項目をもとに理科に繋がる内容を系統立てて構成されています。①生活や自然の中でテレビのニュースを見て「？」と思った時にすぐに調べやすいように構成されている。また、何気なくページをめくったときに目を引くようになっています。②理科の各分野（生命・地球・物資・エネルギー）の内容が掲載され、見出しは大きな字で探しやすく、知りたいことが見つけやすくなっています。また、解説には関連する用語や内容のページが表示しており、次々と調べを進めることができ、知識のネットワークが広がるようになっています。③小学校3年生以上で学ぶ漢字にはルビが振られており、インターネットの表示では理解

が難しい生徒でも抵抗なく読めるよう配慮がされています。文字の大きさ、太さ色などを駆使して書いてある内容がわかりやすく、かつ大切な用語が印象に残り、覚えやすくなるような工夫がされています。④興味を引くイラストや図、写真を豊富に使用するなどに読みたくなる工夫がたくさんされています。各ページには必ず写真やイラストの視覚情報が盛り込まれており、文字が苦手な生徒にも親しみやすい構成となっています。

2冊目、「母と子の手づくり教室 母と子の園芸教室野菜をつくろう、さえら書房で、この図書は、生徒自らが知りたい野菜の栽培の仕方を調べることができ、その野菜を実際に栽培でき育ててみようとする意欲につながるものとなっています。特に野菜それぞれの栽培の手順を統一して説明しているため、掲載されていない他の野菜や植物の栽培にも応用しやすくなっています。①身近で手軽な野菜の栽培方法わかりやすく説明されており、野菜の栽培を通して自然に親しみながら、自然を大切にする態度を育てるような内容となっています。②野菜の栽培を種、容器と用土、種まき、間引き・土寄せ、収穫に分けて作業のポイントが掲載されています。③すべての漢字にはルビが振られイラストや写真は見やすくレイアウトされ、植え付け時期と収穫時期がカレンダーに色付けされています。④12ヶ月のいつでも栽培できるように、育てやすい野菜18種類を掲載しているため、四季を通して学べるようになっています。

3冊目「小学校の図鑑NEO（新版）科学の実験DVDつき」小学館、小学校と同じ本です。①この図書は簡単で面白い科学の実験・あそび・工作・手品などを通して、日常生活に関係の深い自然の仕組みや働きなど、初歩的な事柄について学習することができます。また、DVDもついていて、科学の実験に興味を持つことに大変効果的です。②光、音、温度と熱、燃焼、力など、日常生活に関係の深い12のテーマに分けられており、分野別に科学実験が紹介されています。また、身近なものを使ってできる実験などを通して、自然の仕組みや働きが理解できるように工夫されています。③漢字にはルビが振られ、ゴシック体を使用しており、実験の手順や難易度、材料が写真や図で示され、実験の原理を紹

介した「かがくのツボ」のコーナーが設けられているなど、発達段階に合わせて学習できるようになっています。④カラーの押し絵や写真は親しみやすく、視覚的にイメージしやすくなっています。実験の準備物や手順が示されており、器具の使い方や実験の注意事項がわかりやすいです。また、科学の実験映像のDVDがついているので、核実験に興味関心を持てるものとなっています。

保健体育科、「運動が得意になる43の基礎レッスンイラスト版体育のコツ」は合同出版で、この図書は小学校の体育で行われる主な種目を取り上げ、その練習方法をイラスト入りで紹介しています。初歩的な練習から徐々にステップアップして、最後には各種目がマスターできるようになっているので、順を追って演習することで、生徒の意欲に繋がりやすい内容となっています。①走り、縄跳び、鉄棒、マット運動、跳び箱、泳ぎの6種類の運動や健康・安全についての理解を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てることができます。それぞれのページには、できたらチェックマークを入れることができ、運動ができないときには、イラストを見ながらイメージトレーニングができるようになっています。また練習する内の服装や熱中症対策についても触れられています。②小学校の体育で行われる主な種目を取り上げ、その練習方法をイラスト入りで紹介しています。大きく6つの章に分け、それぞれの内容を4から12の演習に細分化しており、それぞれ1ページ見開きに収まる構成になっているので見やすいです。また、配列や分量にも工夫があります。③ゴシック体を使用し、どの子にも読みやすい配慮がなされています。練習の中身がステップ1、ステップ2と基本から応用になるようになっているのでわかりやすいです。④すべての説明にイラストがあり、文字の量は少なく、生徒の興味や関心を喚起することができます。またウォーミングアップやクールダウンについても触れられていて、安全に体力の向上を図ることができます。

道徳科「キミたちはどう学ぶか？こどものための道徳 遊び方編」は、ビジネス社で、①この図書は、学校や日常生活で直面するいじめ・仲間・勉強・やる気・ルールなどについて考え議論する想定がされていて、読んで楽しく親や先生、

友達と話し考え合えるような内容となっています。②学校でどう学ぶか、どう友達と付き合うかなど、学校生活で起こる身近なことを1時間の授業で一つずつ考えるようになっていきます。

③すべての漢字にはルビが振られていて、どの生徒にも読みやすく、疑問に対して二つの考え方を示し、自分の思いの方向性が選択できるようになっていて、対話形式で考えを広げるようになっています。④オールカラー、イラスト満載で見ただけで場面のイメージがしやすく、興味・関心が持てます。以上、令和5年度使用中学校特別支援学級の調査結果について説明を申し上げました。御審議をよろしく願います。

藤田教育長

では、ただいま説明がございました。令和5年度使用中学校特別支援学級の調査結果に関して、御質問・御意見がございましたらお願いをいたします。

我孫子委員

感想になるかもしれませんが、小学生も中学生も通して、特別支援学級の子どもたちの教科書用図書ということで、見た目もそうなのですが、基本的には、何か色合いや読みやすさですごい工夫をされているものを選択させていただいていると思うので、いろいろな子に興味を持ってもらえるものじゃないかなというふうには思っています。いろいろな子がいるので、中学生のこの理科の本だったら題名が小学パーフェクトコースって書いてあったりとか、さっきの小学生の道徳の本では「3歳の」っていうのが頭についていたりとかで、そこに抵抗感じる子もいるかもしれないのですが、今回は、あくまでも選択肢の一つというところなので、先生と保護者と生徒とがいろんなコミュニケーションを通して、相談してもらいながら、選択してもらえたらなと思います。以上です。

松嶋委員

小学校、中学校一般図書について一つ質問をさせていただきたいのですが、こういった一般図書は、教える側の解説じゃないのですが、どのような期間でどのように進めていくのですか。例えば、検定本だとそういったものがあるのかなと

思うのですが、一般としてだと、多分そういうのではないと思います。そういうのは一般図書を選ばれた生徒の担当の教員の方が独自で教えるにあたり、どのようなスケジュールで教えるのか、また、教科書研究は独自でなされていくのですか。

学校教育課長

今、御指摘がありました検定本については、指導書というものがある業者のものが多く使われていることがあります。一般図書については指導書のようなものはございませんので、担任の先生が子どもと一緒に本を見ながら、研究を進めているというのが現状であります。

松嶋委員

では、他の生徒さんが一般図書と同じものを選ばれたりしたときに、その指導者の方が研究した内容を、共有することで、他の後に選ばれた生徒さんの担当の教員の方とかにもすぐ役に立つ情報になるのかなと思ったのですが、一般として選んだっていうところで、そういった情報の共有はされていますか。

学校教育課長

当然1年間使って、前の学年でこんな一般図書を使っていたという、担任間同士の引き継ぎはありますし、教材研究についても、担任が使った図書を次の先生に引き継ぐということは、各学校でされているのかなと思っております。

松嶋委員

学校同士ではないのですかね。

学校教育課長

学校同士では、なかなかできていないのが現状です。

松嶋委員

なんかこういう指導書っていうのがないのであれば、そういった先生が実際に受け持って指導した内容とかを他の教員に内容共有できて、教え方を共有できるとなると一般図書を選ぶっていう選択肢も広がっていくのかなと感じましたので、そういったところを意見ということでお願いします。

小辻委員

この間教科書も含めて拝見させていただきました。非常に子どもたち児童生徒に向けて、非常にためになるものも多い

など見て思ったのですが、やっぱり一番気になる点が、年数が4月1日の段階で30年たつ物であったり、15年以上たつ物であったりとか、そういう物が選ばれているのが事実です。この本につきまして全部供給が不可能とならないと、基本的には選ばれ続けるということがあるそうですね。場合によっては教科書とか学説が変わってきたら変わっていくとか、地理でも国の呼び方がグルジアからジョージアに、キエフからキウに変わっています。そういう中で教科を変えたり、場合によっては括弧書きつけて、そして括弧書きも消えていくっていうこともあったりとかすると思いますが、そういったところにその出版社が何かをしないと結局対応できないっていう事がずっと同じものが供給され続ける限りには発生すると思います。地図とかはわかりやすいと思いますが、もうちょっとわかりづらいものとか前の先生方も気づかないレベルというものも、実際に出てくるとは思います。そのあたりのケアはされているのでしょうか。

学校教育課長

教科書は主たる教材ですので、教科書一般図書を中心に学習をしています。その主たる教材プラス補助的な資料というのが使えますので、やはり最新の情報や正しい情報でない点については、それで補って授業を進めていると御理解いただけたらと思います。

小辻委員

わかりました。先生方も踏まえた上で使っていただいているということですね。

稲垣委員

私も、1冊いいなと思ったので本屋さんに買いに行ったのですが、本屋さんにはありませんと言われたのです。インターネットで調べてもらって在庫があれば直ぐお渡しできます、なければ少し時間がかかりますという言い方をされたのです。在庫は全国で1冊だけあります。その本屋さんが勝ち取れば直ぐですよという言い方をされました。実はこの本は、1993年の初版で、2020年に数25刷りということで、かなり古い本なのですよね。これを選ばれた場合、そういうところも配慮していかないと、せっかくこれがいいと思って選んでも選びきれないのだなと、買いに行ったときに

ふと思いました。確かにこれ本当にわかりやすく面白いです。30年前の本ですから絵や挿し絵もすごく古いのですが、大人でも使えます。そんなこともあるので、多分そういう供給できないってことはないだろうと思うのですけれども、実際はそんな感じでしたということです。

藤田教育長

検定本のようにね、更新されているものとされてないものという中での御指摘がありましたので、そういった部分をまたこの採択委員会の方でも、御議論いただければありがたいなと思いますし、県内にも他の採択協議会がたくさんありますので、そういったところともまた情報交換していただきながら、子どもたちにとって最適な図書を選べるようにお願いしたいと思います。

では、これで令和5年度使用図書中学校特別支援学級についての質疑は以上とさせていただきます。

それでは議第46号、令和5年度使用教科用図書の採択につき議決を求めることについてお諮りをいたします。

令和4年7月28日に開催されました教科用図書第二採択地区協議会における選定結果に基づき、令和5年度の草津市立各小中学校使用教科用図書を採択することに御異議ございませんでしょうか。

各委員

— 異議なし —

藤田教育長

異議なしと認め、議第46号につきましては承認をされました。

—————日程第5—————

では次に日程第5報告事項に移ります。

事務局が説明を求めます。

児童生徒支援課長

報告事項1「児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携に関する協定について」報告書1ページを御覧ください。

児童生徒支援課柴原でございます。

詳細につきましては、児童生徒支援課長補佐北村より説明を

児童生徒支援課課長補佐

いたします。

児童生徒支援課課長補佐北村でございます。

報告書の一番後ろのページに1枚カラーでついているかと思ひます。それを見させていただきながら、説明をさせていただこうと思ひます。

「児童生徒の健全育成に係る県と市の連携協定に関する協定について」御報告させていただきます。

県が作成しました、今言わせていただきましたページの表の方、教育分野と福祉分野の連携という両面刷りの資料ですが、見ていただきながら説明させていただきます。まず、本協定を締結するにあたりその背景及び目的について簡単に御説明させていただきます。資料の表面の右上の方のところを御覧ください。近年、不登校やひきこもりの状態にある児童生徒への対応が課題となっており、不登校やひきこもり状態にある児童生徒の背景には、発達障害や貧困家庭の養育環境など様々な要因を抱えている場合があることから、自治体や学校などの関係機関に、連携した切れ目のない支援が求められています。この課題に対応するため、滋賀県では、県立学校と市町間での情報共有に係る仕組みの整備について、市町から県及び県教育委員会に対して要望されたことをきっかけとして、児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定の枠組みが検討されました。それが今の図の通りになります。この枠組みは、県立学校へ進学した児童生徒が各関係機関の連携のもと、切れ目のない支援を受けられるように、草津市及び草津市教育委員会並びに滋賀県及び滋賀県教育委員会の4者で契約協定を結び、県と市、教育委員会と福祉部局の枠を超え、支援を必要とする児童生徒の情報を共有し、連携した支援を行うものです。子ども若者育成支援推進法第16条2には、関係機関等の責務といたしまして、関係機関等は必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、就学就業のいずれもしていない子ども若者の状況を把握し、関係機関相互の連携を図るとともに、子ども若者またはその家族が円滑な社会生活を営むことに関わるものを、必要に応じて速やかに、適切な関係機関等に誘導することなどを行い必要な支援を継続に行うよう努めるものとして規定されており、本協

定はこれにかなうものにとらえております。

このたび、子ども家庭・若者課及び本課の両課により案を作成し、6月9日草津市情報公開個人情報保護審議会に諮問し、7月19日に同審議会による審議がなされ、昨日ですけれども、8月22日に答申が決定されました。

続きまして、資料の裏面の一番後ろのページです。左側のほうを御覧ください。協定の主な目的につきましては先ほど申した通りでございます。支援の対象者は、県立学校へ進学した児童生徒、(入学予定者及び中途退学したもの等も含みます。)そのうち、1. 不登校及び不登校傾向にあるもの、2. 発達障害と特別な支援を必要とするもの、3. 中途退学および転学等が心配されるもの、4. その他、児童生徒の健全育成及び将来の社会的自立のために連携した支援を要すると認められるもののいずれかに該当する児童生徒です。取り扱う個人情報の内容につきましては、対象児童生徒の健全育成及び将来の社会的自立に向けた切れ目のない支援に資するために必要なものとしします。最後に、収集する個人情報、保有個人情報の管理等についてです。本協定を扱う情報につきましては、保護者ないし関係者の機微情報が含まれることから、特にその取り扱いについては、不当にプライバシー等侵害しないように留意されたいと答申に書かれましたので、草津市、個人情報保護条例に基づき、草津市及び草津市教育委員会は、紙媒体電子データにかかわらず、提供を受けた情報については、閲覧を制限した上で管理いたします。学校についても同様といたします。また、提供をする場合については提供先の自治体の方もこの同じ状況で理解をされているということでございます。なお草津市はこの協定をもとに、子ども家庭若者課が中心となり、今年度10月1日から子ども若者総合相談窓口を開設予定されております。簡単ではありますが、報告は以上でございます。ありがとうございます。

藤田教育長

ただいまの報告事項について、御質問等ございましたらお願いいたします。

情報共有を図ることで、資料に多くは福祉部局が90%、教育委員会10%と書いていますけど、そういう実態でいいのですか。

児童生徒支援課課長補佐

実態はそういうふうに、県の方からいただいております。資料の協定締結自治体における実際の支援事例に記載されております。

藤田教育長

はい、結構です。

小辻委員

生徒児童、保護者に関しては情報を伏せた形で共有を行えるという認識でよろしいでしょうか。

児童生徒支援課課長補佐

その通りでございます。実は、これまでも県立学校の教員も市町立の教員も守秘義務がありますので、当然信頼関係のもとに情報提供はしますけど、保護者の了解を得て伝えられるものについては当然保護者の了解で伝えていましたが、それ以外のものについては、信頼関係のもとで情報伝えさせていただいていました。例えば、いじめで加害と被害の2人の子どもが同じ高校に行ってしまう場合に、学級を配慮して欲しいというようなことってというのは、子どもたちの高校生活をスタートする上では非常に重要なのですが、当然その保護者やその子に対して、相手の子の受験先を伝えることは個人情報としては絶対できないので、それを今までは高校さんとの間の信頼関係の中でさせていただいたのですが、そういった子どもたちが進学先で、円滑な学校生活を営んでもらうためには必要な情報というものは提供できるようになるというふうに理解いただけたらと思います。

小辻委員

特に家庭環境とか、親からしたら言われたくないことも子どもにとっては非常に大事というか先程の靈感商法とかもありました。薬物中毒の親であったり等、いろいろなケースあると思いますので、そのあたりスムーズに、もちろん守秘義務も守っていただいた形であれば非常にいいことだなと思います。よろしくお願いします。

松嶋委員

草津市のことではないのですけれども、いろんな報道でもある通り、例えばUSBを落としてしまって情報が流出したりですとか、実際それにロックがかかっていなかったですと

か、そういった情報が流出した事件が最近でもいくつか自治体であり、報道があったりします。これは注意していただきたいというだけの話ではあるのですけれども、やっぱりその内容も内容だけに私は今回、草津市の子ども家庭若者課から例えばその他の学校であるとか、いろんな情報を行き来することがあると思います。その情報の行き来の際に、やはりその情報を操作するということで、やっぱり流出する懸念はあると思いますので、そもそも、例えばそういったUSBなど使うのであれば、開けられる端末自体に制限を設けるとか、そういった仕組みで何とかカバーできるように、しっかりと運用面でカバーしていただけたらなと思ひまして、あくまで意見ということで、そういったところも注意してくださいということをお願いいたします。

児童生徒支援課課長補佐

ありがとうございます。今端折りましたけども、草津市個人情報保護条例と具体的な運用についてというのが細かく規定されていますし、それを丁寧にきちっと守っていただくというふうには思っておりますけども、今の話は非常に重要な点ですので、学校の方にもきちっとお伝えはさせていただきますし、我々も注意したいと思っております。ありがとうございます。

松嶋委員

ルールはしっかりあるけれども実際ルールが守られてなかったってところもあると思いますのでよろしく願ひいたします。

藤田教育長

ではよろしいですかね。それでは報告事項につきましては以上で終わらせていただきます。

以上をもちまして本日の議事は終了となりますが、事務局何か他にございますか。

それではこれもちまして8月定例会を終わらせていただきます。

閉会 午後4時00分

—